

東京都立三鷹中等教育学校PTA会則

<第一章 総則>

- 第1条 本会は任意加入の非営利団体であり、「東京都立三鷹中等教育学校PTA（以下、本会とする）」と称し、事務局を東京都立三鷹中等教育学校（東京都三鷹市新川6-21-21）内に置く。
- 第2条 本会は次の諸項を活動目的とする。
1. 学校と家庭との連絡を密にして相互の理解を深め、学校教育・家庭教育の充実向上を図る。
 2. 教育に関する会員の教養を高め、あわせて会員の福祉の増進と親睦を図る。
- 第3条 本会はこれを営利的、宗教的、政治的に利用してはならない。
- 第4条 本会は学校や関係機関に対して学校改善に関する意見や要望を述べることはできるが、教職員の人事には干渉しない。

<第二章 事業>

- 第5条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 生徒の教育に関する情報や意見の交換
 2. 教育に関する会員の研修
 3. 学校の教育活動に対する必要な援助
 4. 会員の厚生福祉、および相互の親睦

<第三章 会員>

- 第6条 1. 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者とする。
2. 本校の教職員は、特別会員とする。

<第四章 会計>

- 第7条 1. 本会計の経費は会費、その他の収入をもって充てる。
2. 本会の会費は次のとおりとする。
(1) 保護者 年額4,000円（PTA保険料を含む）
(2) 特別会員については会費は徴収しない。
(3) 在校生2人目より会費(PTA保険費用を除く)を免除する。
3. 原則として会費の返還を行わない。
- 第8条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

<第五章 役員および監査>

- 第9条 本会に次の役員及び監査（以下役員と称す）を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 2名以上
 3. 書記 2名以上
 4. 会計 2名以上
 5. 監査 2名
 6. 総務 必要に応じて置くことができる
- 第10条 役員の任期は定期総会から翌年の定期総会までの1年とする。再任を妨げない。
- 第11条 役員の選出と承認は次のとおりとする。
1. 役員候補者選考委員会は、第6学年を除く会員の中から来年度の役員候補者を決定する。
 2. 役員候補者選考委員会は上記役員候補者を総会に推薦する。
 3. 総会で承認を受け役員候補者は次期役員となる。
 4. 役員に欠員が生じ補充の必要があるときは当年度の役員候補者選考委員会で候補者を決定し、運営委員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第12条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
 3. 書記は会務の議事を記録し、各種の会合の連絡を図る。
 4. 会計は本会の会計全般の統括管理を行う。
 5. 監査は本会事業が適正に遂行されるよう活動及び会計を監査する。
- 第13条
1. 本会に顧問を置き、校長があたる。顧問はすべての会議に随時出席し、意見を述べることができる。
 2. 副校長は副会長を務め、本会活動について教職員との連絡調整を行う。

<第六章 総会>

- 第14条 総会は本会最高の議決機関であり、毎年度当初に開き次の事項を承認・決定する。
1. 本部役員および運営委員
 2. 収支決算及び新年度事業計画並びに予算
 3. 活動の報告
 4. その他総会に諮るべき重要な事項
- 第15条 総会は会員の4分の1（出席者と委任状）で成立し、その決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第16条 多数会員の要求があった場合（会員の10分の1）、その他必要と認められた時は、会長は臨時総会を招集することができる。
- 第17条 総会は本校において開催することを原則とするが、大規模災害等により通常の開催が困難な場合、会長が校長と協議し、書面表決による開催等、その方法や時期について適切に判断し行う。

＜第七章 運営委員会＞

第18条 運営委員会は、顧問と役員、各委員会代表で構成する。特別委員会が設けられた場合、その代表も含む。

第19条 運営委員会の会務は次のとおりとする。

1. 総会に次ぐ議決機関として本会の活動全般に関する事項を審議する。
2. 本会全般の事業計画案の作成をする。
3. 各委員会等の事業計画の管理・監督を行う。
4. 予算案の作成及び予算執行全般に携わる。

第20条 運営委員会は、原則として公開するとともに、審議の結果は議事録等として広報する。

＜第八章 役員会＞

第21条 役員会は監査を除く役員で構成し、会務は次のとおりとする。

1. 運営委員会を開催し、会務を進行する。
2. 各委員会との連絡調整をする。
3. 外部団体等への対応をする。
4. その他、本会の活動全般に必要なことを行う。

第22条 役員会は、必要に応じ臨時に開催し会務の重要事項について審議する。

＜第九章 委員会＞

第23条 本会は次の委員会を設け会員から委員を選出する。

1. ①学年委員会
②広報委員会
③制服リサイクル委員会
④役員候補者選考委員会
2. 前項会議のほか、必要に応じて運営委員会の承認を得て、文化事業実行委員会等の各特別委員会を設けることができる。

第24条 各委員会の会務は次のとおりとする。

1. 学年委員会は担任と連携して学級または学年の会合等の企画運営を行う。
2. 広報委員会は広報誌とホームページ等を活用して学校およびPTA活動の広報に努める。
3. 制服リサイクル委員会は使われなくなった制服の回収および譲渡会の企画運営等を行う。
4. 役員候補者選考委員会は来年度の本部役員候補者の推薦にあたる。原則として、当年度最終の運営委員会までに本部役員候補を推薦する。役員候補者選考委員会は、選考・推薦の公平性のため、独立した組織とする。

＜第十章 施行細則・規程の制定および変更＞

第25条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規程」に定め適正に運用するものとする。

第26条 本会の運営に必要な次の規程および細則は別に定める。

1. 慶弔規程
2. 会計規程および細則
3. 委員会細則

第27条 規程および細則は、運営委員会で定める。

第28条 運営委員会は、規程および細則を制定または変更したとき、その後開催の総会に報告しなければならない。

第29条 会則の改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

＜付則＞ ・ 本会則は昭和46年1月30日より施行する。

- ・ 本会則は昭和56年5月20日改正
- ・ 本会則は昭和61年5月14日改正
- ・ 本会則は平成8年5月18日改正
- ・ 本会則は平成14年5月18日改正
- ・ 本会則は平成19年5月12日改正
- ・ 本会則は平成20年5月10日改正
- ・ 本会則は平成27年4月1日改正
- ・ 本会則は平成28年2月27日改正
- ・ 本会則は平成28年12月10日改正
- ・ 本会則は令和5年5月20日改正
- ・ 本会則は令和6年5月18日改正

東京都立三鷹中等教育学校PTA 個人情報取扱規程

本規程は、東京都立三鷹中等教育学校PTA会則（以下、会則）第25条に基づき、個人情報の取り扱い及び運用に関する規則を定めるものである。

（基本方針）

第1条 本会は、個人情報保護法の精神を重んじ、ガイドラインを遵守して個人情報を適切に取り扱い、安全管理に努める。

（利用目的）

第2条 本会が取得及び保持する会員の個人情報については、会則及び細則に記載された目的及び活動のために利用する。

（取得）

第3条 本会が会員の個人情報を取得する場合には、あらかじめその個人情報の利用目的を特定し、本人に明示する。

（管理等）

第4条 本会が取得及び保持する会員の個人情報については、本会で適切に管理し、会員の退会時に破棄する。

（情報公開等）

第5条 本会が取得及び保持する会員の個人情報については、本人から開示、訂正又は削除等の申し出があったときは、速やかに対応する。

（第三者提供）

第6条 本会が取得及び保持する会員の個人情報を第三者に提供する場合には、本人の同意を得るものとする。

（漏えい等発生時の対応）

第7条 1. 本会が取得及び保持する会員の個人情報の漏えい等の発生を認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに本人に報告するとともに、漏えい等の拡大又は再発を防止するために必要な措置を講じる。

2. 前項の場合、本会が講ずべき措置については、本人と本会による協議の上で、別途定める。ただし、緊急に措置を講ずる必要がある場合には、本会役員が当該措置を決定し、直ちに当該措置を実施した上で、本人との間で協議を行い、今後の対応を決定する。

<附則> ・本規程は、令和6年6月8日より施行する。